

シンガポールにおける国際紛争を念頭に おいた紛争解決条項の設計に関する留意点

(2023年11月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地法律事務所 Rajah & Tann Singapore LLP に作成委託し、2023年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Rajah & Tann Singapore LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Rajah & Tann Singapore LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail：SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

はじめに	1
1.紛争解決条項の意義.....	1
2.紛争解決方法の種類.....	2
3.各紛争解決方法の特色	2
4.裁判所での紛争解決.....	4
(1)専属管轄と非専属的管轄	4
(2)法廷地の選択.....	4
(3)仲裁との比較の視点.....	4
5.仲裁による紛争解決.....	5
(1)仲裁による紛争解決のメリット・デメリット	5
(2)機関仲裁とアドホック仲裁	6
(3)仲裁機関および仲裁規則の選択	6
(4)仲裁地の選択.....	7
(5)仲裁人の人数および選任方法.....	7
(6)仲裁言語.....	7
(7)仲裁条項のサンプル (SIAC モデル条項)	8
6.シンガポールにおける仲裁・紛争解決の実務	8
(1)シンガポールにおける仲裁の特徴.....	8
(2)シンガポールにおける仲裁以外の選択肢—SIMC, SICC について.....	8
7.最後に.....	11

シンガポールにおける国際紛争を念頭においた 紛争解決条項の設計に関する留意点

はじめに

日系企業がアジアはじめ新興国に進出を進めるにあたり、現地企業等と取引・投資上紛争になる例も増えている。従前、こうした紛争については、「新興国で取引を行うリスクの内」という考えや、訴訟等を避けたがる日本企業同士の企業文化もあり、訴訟・仲裁といった紛争解決手段の利用に至らない例も多かったが、投資が進むにつれ、紛争額も大きくなり、企業も訴訟・仲裁を通じた紛争解決に積極姿勢を示すようになってきた。同時に、仮に紛争となった際を見据えて、契約時から検討することも重要になってきている。

こうした状況を踏まえて、本稿では、契約時から紛争解決に対して考慮すべき点、また紛争解決において利用頻度が増しているシンガポールの仲裁実務について解説する。

1. 紛争解決条項の意義

海外の企業ないし個人との間で契約を締結する際、万が一事後に契約の相手方との間で紛争が生じた場合の備えとして、紛争解決条項を定めるケースが一般的である。紛争解決条項とは、例えば「この契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所が専属的管轄権を有する。」といったように、契約の相手方との間で発生した紛争について解決する場所（法廷地）や手続きなどを規定した条項をいうが、紛争解決するという目的からは、できるだけ明確に定めることが必要である。本稿では、紛争解決条項を定めるにあたって検討すべき視点を提供することを目的としている。

紛争解決条項を定めるメリットとして、紛争解決の仕組みについての予測可能性を確保し、事後に無用の混乱を来すことを防止する点がある。また、戦略的視点をもって紛争解決条項を定めることにより、自らのアクセスし易い場所で、有利に紛争解決を進めることが可能になる。とりわけ、海外企業との契約においては、紛争解決条項の定め方次第で、紛争解決のプロセスや執行の可能性に大きな影響を及ぼす場合が少なくない。例えば、契約書の専属管轄裁判所の定めに従って日本の裁判所で勝訴判決を得た場合、敗訴した相手方が任意に判決に従った履行をしなければ、当該判決をその相手方の資産のある国で強制執行する必要が生じる。しかしながら、財産の所在地国が日本の裁判所の判決の効力を認めない国である場合には、費用と労力を費やしてようやく勝訴判決を得たにもかかわらず、結果的にその勝訴判決に基づく強制執行を行うことができないことになる。他方、仮にその財産所在地国が外国仲裁判断の承認および執行のルールを定めた条約（The Convention on the Recognition and the Enforcement of Foreign Arbitral Awards、以下「ニューヨーク条約」¹⁾）に加盟している場合には、契約書に仲裁条項を盛り込むことにより、仲裁判断の執行ができるようになる。

¹⁾ 正式名称は、「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」といい、以下の UNCITRAL の ウェブサイトによれば、2023 年 8 月の加盟国数は 172 カ国。加盟国数の多さに加えて、アジア諸国も多く加盟しているので、裁判所の判決と比較すると仲裁判断の執行が容易であるといえる。
https://uncitral.un.org/en/texts/arbitration/conventions/foreign_arbitral_awards/status2

このように、紛争解決条項の定め方によってその結論に重大な差異が生じる可能性がある以上、想定外の損害を抑えるためには、契約書の作成段階で十分な検討を行うことが必須である。

2. 紛争解決方法の種類

まず、紛争解決条項には、どのような種類があるのか。この点、一般に利用される紛争解決方法として、当事者間の任意の交渉のほか、各国の裁判所による判決、仲裁（arbitration）、調停（mediation）等が考えられる。これらの紛争解決方法を大きく分類すると、紛争解決の手法は、当事者同士の任意の合意に基づくものと、第三者の判断に委ねるものに分けられる。まず、前者については、最も基本的な紛争解決の手法である当事者（またはその代理人）が話し合いによって紛争を解決する交渉、および調停人が示した調停案に当事者が合意することによって解決する調停がある。また、後者については、裁判所による判決または、仲裁人の判断といったものがある。当事者以外に第三者が関与する手法のうち、裁判所以外の方法によるものを一般に「裁判外紛争解決手続き」（Alternative Dispute Resolution、ADR）と呼ぶ。

非拘束的な紛争解決方法	拘束的な紛争解決方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交渉（当事者またはその代理人） ・ 調停² 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所による判決 ・ 仲裁人による仲裁判断

3. 各紛争解決方法の特色

次に、前述の紛争解決方法には、どのような特色があるのかについて説明する。実際に紛争解決手段を選択する際には、紛争解決方法の特色を的確に把握したうえで、将来発生することが想定される紛争の特性、救済手段、執行の可能性等に応じて最適な方法を選択することが重要である。各紛争解決方法における一般的な特色を一覧にすると、以下の表のようになる。

紛争解決形態	交渉	調停	仲裁	裁判
中立性	—	—	中立	— ³
柔軟性	柔軟	柔軟	柔軟	硬直的
秘匿性	非公開	非公開	非公開	原則として公開
専門性	—	—	専門性高い	—
執行の容易性	—	一部のシンガポール条約加盟国間で、商事国際調停の和解合意については執行が容易である。	ニューヨーク条約加盟国間では仲裁判断の執行が容易である。	相互承認を欠くなどの理由で海外での執行ができない場合がある。

² なお、調停が成立し、和解合意がなされた場合には、一定の範囲で執行力が認められている。

³ 当該国の司法の信頼性による。例えばシンガポールでは中立性が確保されているとされるが、一部の新興国では中立性が必ずしも高いといえない場合もある。

紛争解決形態	交渉	調停	仲裁	裁判
コスト	低い	低い	高い なお、仲裁人の報酬は当事者の負担となる。	高い
期間	—	—	一審制のため訴訟と比べて短期。なお、当事者の合意により仲裁判断をすべき期間を定めることが可能である。	相手方が海外にいる場合、国外送達に数カ月ないし1年程度を要する場合があります。また、上訴も可能であることから、長期化する傾向にある。
審判者の権限	—	強い権限なし	裁判官と比較すると仲裁人の権限は制限的	強い権限あり

上記のように、交渉はあくまで当事者のみで行われる紛争解決手段だが、調停もまた、調停人という第三者も紛争解決プロセスに関与するが、あくまで当事者主体の紛争解決手段である。すなわち、仲裁や裁判と異なり、調停では、第三者である調停人自身は、終局的な判断を下すわけではなく、スタンスとしてはあくまで当事者間が合意により和解し、紛争を解決に至るよう、促進する立場にある。そのため、手続きは仲裁・裁判より柔軟であり、紛争の性質や当事者の関係、交渉の状況に応じ、同じ調停手続きの中でも、それぞれの主張を確認し、争点を明らかにした後、協議両当事者同席の下で対話を促進する、一方当事者のみと協議し、相手方に伝える、など都度柔軟に手続きを進める。そして、調停の結果合意が成立したら、調停書面をもって解決内容を記録する、というのが一般である。成立した調停合意の執行については、2020年9月に「調停に関する国際的な和解合意に関する条約」（シンガポール条約）が発効し、国際的な商事調停について、批准国⁴間での相互執行が認められるようになった。日本は2023年10月に批准し、2024年4月1日から発効予定である。

これに対し、裁判・仲裁は第三者が判断者として終局的な紛争解決についての判断を下し、当事者はその結果に拘束される。そのため、それぞれについての手続きをよく理解しておくことが重要である。以下、裁判・仲裁それぞれの特徴について解説する。

4. 裁判所での紛争解決

(1) 専属管轄と非専属的管轄

裁判所での紛争解決の方法として、当事者間の事前の合意により、特定の契約に関する紛争について審理・判決する裁判所を定めることがある。このように当事者の合意により

⁴ 2023年11月時点では、日本、シンガポールを含む12カ国が批准するに留まっており、米国や欧州諸国等、批准国の増加が今後の課題である。

<https://www.singaporeconvention.org/jurisdictions>

管轄を定めることを「合意管轄」と呼ぶ。合意管轄には 2 種類あり、特定の裁判所のみ合意で管轄権 (exclusive jurisdiction) を付与する場合を「専属的管轄」という。この場合、基本的には、当事者が合意した裁判所以外の場所で提訴することができないことから、どこで訴訟が提起されるのかを予め把握することができる。他方、特定の裁判所に当事者の合意で管轄権を付与しつつ、法令で認められる管轄も認める場合を「非専属的管轄」(non-exclusive jurisdiction) という。この場合、法令で認められた裁判所での訴訟遂行も可能になる点に注意が必要である。とりわけ、アジアでの紛争 解決では、紛争解決地がどこの国かによってその国の裁判所が下した判決の執行可能性に重大な影響を与えるケースが少なくないことから、実務的には、契約条項の中に、専属的管轄裁判所を規定するのが一般的である。

(2) 法廷地の選択

執行対象となる財産の所在地は、法廷地を選択する際の最も重要なファクターの一つとなる。国際契約では、相手方の財産所在地国以外の国で訴訟を遂行し、結果的に勝訴判決を取得したとしても、国家主権の問題により、財産所在地国の裁判所が自動的に他国の裁判所の判決を承認して強制執行を認めるわけではない。この場合、財産所在地国による外国判決の承認執行のハードルを越える必要がある。従って、万が一財産所在地国の定める外国判決の承認執行のハードルを越えられない場合には、執行ができない。このように、法廷地を選択する際には、判決の執行可能性を視野に入れながら、より執行し易い場所を法廷地として選択することが重要である。

また、一部の新興国には、裁判所の汚職の問題や地元の利益重視の傾向（地方保護主義）により、その判断の公平性が確保できない場合がみられる。さらに、専門性に欠ける国や法整備がまだ十分にできていない国もある。従って、仮に執行財産がそのような国にあったとしても、裁判の公平性や合理性が担保されない状況であれば、合理的で納得のいく紛争解決は望めない。従って、法廷地として想定している国での裁判の実情については、事前に十分な情報収集をしておく必要がある。

(3) 仲裁との比較の視点

裁判所を通じた紛争解決は、法令で認められた裁判官の強い権限の下で公権的判断が下される。しかしながら、前述のように、執行財産の所在地国ではない国や公平な裁判が期待できない国で訴訟遂行せざるを得ない場合には、判断の合理性が担保できない恐れが存在する。これに対し、仲裁の場合には、当事者の合意（ないし仲裁機関の指名）によって仲裁人を選任することが可能である。そのため、裁判官の腐敗によって公平な判断を期待しにくい国については仲裁による紛争解決を検討すべきである。

また、特に国際訴訟では、訴え提起の際、条約等に基づき訴状の海外送達を行う必要がある。これだけで相当の期間を要する場合がある。他方で、仲裁の場合には、訴訟と異なり海外送達の手続きを経る必要がなく、仲裁機関に申立書などの必要書類を提出した後、数週間ないし数カ月以内に仲裁手続きが開始される。なお、期間の比較に関連して、訴訟の場合は上訴することができるのに対して、仲裁の場合は原則としてワンラウンドで終了することから、一般的には訴訟の方が長期化する可能性が高いといえる。

さらに、前述のとおり、新興国の中には外国裁判所の判決の承認執行を認めない国も存在しているので、費用と労力を費やして取得した判決を海外で執行できない場合がある。これに対し、仲裁では、ニューヨーク条約の加盟国間であれば、一定の要件の下、仲裁判断の承認執行が認められる。以上のとおり、訴訟と仲裁のどちらを選択するかについては、判断の公平性、迅速さ、執行の容易さなどのさまざまな要素を勘案して行うことが妥当である。

5. 仲裁による紛争解決

(1) 仲裁による紛争解決のメリット・デメリット

国際紛争を仲裁によって解決する場合のメリットとして、一般的に以下の点が指摘されている。

① 執行の容易性

外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約の加盟国で下された仲裁判断については、原則として、その加盟国において執行することができる⁵。

② 開始における迅速性

外国への訴状の海外送達が必要であることから、仲裁手続を迅速に開始することができる。訴状を海外に送達する場合に期間を要することに鑑みると、少なくとも海外送達に必要な期間について短縮することが可能である。

③ 秘匿性

公開が原則とされる訴訟手続と異なり、仲裁手続および仲裁判断は非公開が原則であるので、秘密情報が第三者に開示されるリスクを回避することが可能である。また、仮に仲裁で不利な判断が出たとしても、その内容を外部に知られることがないため、レピュテーション低下のリスクも回避することができる。

④ 手続の柔軟性

手続が厳格に法定される訴訟と異なり、仲裁の手続、仲裁人の数、その選任方法、仲裁言語等について、当事者の合意で柔軟に定めることが可能である。

⑤ 中立・公平性

当事者が中立公平な仲裁人を選任することが可能である。裁判官への信頼が確保できない場合などと比較して有用である。

⁵ ニューヨーク条約第5条は、外国仲裁判断の承認拒否事由として、当事者の無能力、仲裁合意の無効、通告の欠如または防御の不可能、仲裁付託事項からの逸脱、仲裁廷の構成ないし仲裁手続の合意または法令違反、仲裁判断の取り消しないし停止、仲裁による解決ができない場合、および公序良俗違反を承認拒否事由と定めている。

⑥ 専門性

当事者は、事案の性質に応じて、専門性をもった仲裁人を選任することが可能である。

他方、仲裁のデメリットとして、近時費用の増大があげられるようになった。手続きが柔軟な分、当事者・仲裁人で決定する事項が多く、また仲裁人は裁判官と異なり国家公務員でなく、仲裁も国家手続きではないので、当事者がその費用を負担することになる。こうしたコストの増大に対する懸念を払拭するため、近時は後述するような簡易手続きなどで長期化・コストの増大を抑えるような取り組みが見られるようになっている。

(2) 機関仲裁とアドホック仲裁

次に、仲裁の種類についてみていく。仲裁を大きく分類すると、仲裁機関が手続きを管理する機関仲裁と、当事者が手続きを協力して進めるアドホック仲裁とがある。この点、機関仲裁の場合、著名な仲裁機関として、シンガポール国際仲裁センター（Singapore International Arbitration Centre、以下「SIAC」）、国際商業会議所（International Chamber of Commerce）、日本商事仲裁協会（Japan Commercial Arbitration Association）などがある。機関仲裁の場合、仲裁機関が手続きの運営をサポートするが、当事者は管理費用を支払うことになる。これに対し、アドホック仲裁の場合には、機関仲裁と異なり管理費用の負担はないが、当事者が自ら手続きの運営について責任を負うことになる。この点、一旦紛争になった場合、当事者が協力関係の下で仲裁手続きの運営を円滑に行うことができるとは必ずしも限らないことから、通常は、第三者に仲裁手続きの運営を委ねる機関仲裁の方が望ましいと考えられる。

(3) 仲裁機関および仲裁規則の選択

仲裁機関の選択はどのような視点で行うべきか。この点、実務的には、仲裁機関の評判、過去の仲裁判断の実績、当該仲裁機関で仲裁を行う場合のコスト、契約当事者の所在地などの諸要素を考慮して決められることになる。また、機関仲裁を選択する場合には、仲裁規則についても選択した仲裁機関の定める規則を選択することが手続きを円滑に進める上で有効であると考えられる。

(4) 仲裁地の選択

次に、仲裁地（seat of arbitration）はどのような基準で決めるべきかについて説明する。まず留意すべき点として、仲裁地は、その仲裁手続きにどの国の仲裁法が適用されるのかを判断する基準であり、ニューヨーク条約の適用の有無を判断する際の基準となる。具体的には、例えば、日本を仲裁地とした場合には、日本の仲裁法が適用されることになり、日本はニューヨーク条約の加盟国であるので執行財産の所在地国が同条約の加盟国であれば、原則としてその仲裁判断は承認執行されることになる。なお、証人尋問等の仲裁手続き自体は、当事者間の合意に基づき、仲裁地以外の場所（venue of arbitration）で行うことも可能である。

(5) 仲裁人の人数および選任方法

紛争解決方法として仲裁を選択する場合、事後に無用の混乱を招かないよう、仲裁人の人数やその選任方法についても規定すべきである。

まず仲裁人の人数については、実務的には 1 人または 3 人のどちらかを選択する。仲裁人の人数が多ければ、複雑な事案について慎重で多面的な検討が可能になる反面、仲裁コストの上昇やスケジュール調整の困難化といった問題がある。なお、仲裁条項の中で仲裁人の人数を定めない方法も可能だが、その場合は仲裁機関の仲裁規則ないし仲裁法によって人数が決定されることになる。

次に、仲裁人の選任方法については、各仲裁機関の仲裁規則の中でその選任方法等について規定されており、これに従うのが通例である。なお、ある一定の専門知識を有効に活用すべく、仲裁条項の中で、仲裁人の属性に関する具体的な条件を盛り込む方法も可能であるが、実際に紛争になった場合に仲裁条項に定めた仲裁人の要件を充足する仲裁人を選択することが事実上難しくなる恐れがあるため、留意する必要がある。

(6) 仲裁言語

例えば日本企業とシンガポールの会社との間の紛争のように、当事者間の使用言語が異なる場合、または日本企業間の紛争であってもシンガポールを仲裁地とした場合のように、当事者の使用言語と仲裁地の使用言語が異なる場合、仲裁条項の中で仲裁手続きに用いる言語についても定めることが適切である。仲裁条項の中で仲裁言語を指定しないことも可能であるが、その場合は各仲裁機関の仲裁規定に従い仲裁言語が定められることになる。

(7) 仲裁条項のサンプル (SIAC モデル条項⁶)

各仲裁機関は、当該仲裁機関における仲裁によって紛争を解決するためのモデル条項を発表している。以下、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)のモデル条項を記載する。

(日本語)

「この契約からまたはそれに関連して生じる全ての紛争（この契約の存在、有効性または終了に関する紛争を含む。）は、その時点で施行されているシンガポール国際仲裁センターの仲裁規則（引用されることにより本条項に組み込まれる。）に従いシンガポールにおける仲裁に付託され、それにより最終的に解決されるものとする。仲裁廷は、名の仲裁人により構成される。仲裁言語は、_____とする。」

(英語)

「Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC Rules”) for the time being

⁶ <http://www.siac.org.sg/model-clauses/siac-model-clause>

in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause. The Tribunal shall consist of _____ arbitrator(s). The language of the arbitration shall be _____。」

6. シンガポールにおける仲裁・紛争解決の実務

(1) シンガポールにおける仲裁の特徴

このように、紛争解決方法を選択する際にはいくつかの考慮事項があるが、前述のように、紛争解決を行う機関の所在地の特徴も重要である。この点、近時は、日系企業によるアジアにおける国際取引・投資案件では紛争解決にシンガポールにおける仲裁が指定される例も増えている。SIAC の発表によると⁷、仲裁申立件数は COVID-19 のパンデミック下の 2020 年に過去最高の 1080 件を記録し、2022 年には 357 件まで減少したものの、2023 年には再び急増しており、第一四半期だけで 332 件と歴史的な件数を記録している。

こうした現状にも鑑み、以下、アジア地域における紛争解決ハブを標榜するシンガポールにおける仲裁・紛争解決について概説する⁸。

周知のとおりシンガポールは、アジア地域の経済ハブ（中心地）を標榜し、積極的な投資誘致政策を進めているが、投資を誘致する場合、投資・国際取引に必然的に伴う紛争解決機能・インフラの整備も必要になってくる。そうした観点から、シンガポールは、投資・取引に伴う紛争解決機能についてもアジアのハブとなることを目指した政策を国家主導で推進している。

そのために、制度面の整備ももちろん進められているが、設備面でも 2009 年にマックスウェルチェンバースが開設され、さらに、より多くの案件に対応できるよう、2017 年から 2019 年にかけて、同施設の拡張工事が行われ、仲裁のための充実した施設を提供するほか、SIAC をはじめとした仲裁機関や仲裁を専門に扱う法律事務所などが入居している。

また制度面でいえば、SIAC では当事者の利益に配慮する（そして結果として利用者を増やす）ため、特徴的な制度が SIAC 規則で定められている。代表的な制度として、簡易仲裁、緊急仲裁、審査(スクルーティニー)が挙げられる。

前述のように、仲裁は当事者の合意による紛争解決手段であるため、柔軟性といったメリットがある反面、その分複雑化しやすく、また、国家公務員ではない専門家が判断を行うなど、コストの増大が近時懸念されつつある。とくに前述のように、執行を考えるとほかに代替手段がない場合もあり、当事者としては切実である。そこで、そうしたコスト・複雑性の懸念に配慮するため、SIAC では、仲裁の簡易手続き(expedited procedure)が設けられている。簡易手続きは一定の要件を満たす場合⁹に認められるが、その場合、

⁷ https://siac.org.sg/wp-content/uploads/2023/04/SIAC_AR2022_Final-For-Upload.pdf

<https://siac.org.sg/wp-content/uploads/2023/04/Press-Release-SIAC-Annual-Report-2022-1.pdf>

⁸ なお、アジアにおける仲裁センターとしてはシンガポール SIAC のほか、香港 HKIAC (Hong Kong International Arbitration Centre)、マレーシア KLRCA(Kuara Lumpur Regional Centre for Arbitration)、インドネシア BANI I (BANI Arbitration Center)、ベトナム VIAC(Vietnam International Arbitration Centre) 等がある。

⁹ 紛争の訴額が 500 万シンガポールドルを超えない、当事者の合意がある、または特に緊急性が高い事案について、当事者による申立に基づき採用される。

原則として単独の仲裁人により判断がされ、各種の手続き上の期間制限が短縮され、原則 6 カ月以内という短期に仲裁判断がされなければならない。こうした簡易の手続きにより、当事者の期待に反して複雑化・長期化、そしてコストが増大することを避けようとしているわけである。

さらに、仲裁判断には執行力があるとはいえ、仲裁判断を待っているうちに状況が変わってしまい、実質的な救済が受けられない恐れもある。そこで、緊急仲裁という、緊急救済が必要な場合に、仲裁人による仲裁廷が構成される前に、緊急保全措置を求める手続きが定められている。当事者の申立に基づき選任される緊急仲裁人(emergency arbitrator)が必要と認められる保全措置命令を出すことで、仲裁が長期化する間に当事者の利益が損なわれないよう配慮されている。

このように、SIAC は、一定の要件のもと手続きの簡素化(簡易手続き)、緊急保全措置(緊急仲裁)を定めるなどして仲裁機関としての使いやすさに配慮している。これらの手続きは、近時他の仲裁機関でも取り入れられ、その意味では今では SIAC 独自の制度ではないが、SIAC が先んじて導入した制度も多く、その実績も蓄積されている。こうした使用実績もまた、仲裁機関を考慮する上でのポイントといえるであろう。

(2) シンガポールにおける仲裁以外の選択肢—SIMC, SICC について

アジアの紛争解決のハブとなることを目指すシンガポールは、2014 年 11 月にシンガポール国際調停センター (Singapore International Mediation Centre、以下「SIMC」) を設置し、2015 年 1 月にはシンガポール国際商事裁判所 (Singapore International Commercial Court、以下「SICC」) を設置した。

これらのうち、まず SIMC は、国際紛争を訴訟や仲裁に付託するのではなく、あくまで当事者を主体として解決することを狙いとしている。SIMC の特色として、国際紛争に通じた専門家を調停人として擁し、これら専門家が調停人として当事者間の調停がまとまるように望むことにある。さらに SIMC の手続きとして、仲裁手続きの途中で調停手続きに移行し、調停がまとまらない場合に再度仲裁に戻す (Arb-Med-Arb) という柔軟な手続きも有している。Arb-Med-Arb を採用する場合のモデル条項は以下のとおりである。

(日本語)

「この契約からまたはそれに関連して生じる全ての紛争 (この契約の存在、有効性または終了に関する紛争を含む) は、その時点で施行されているシンガポール国際仲裁センターの仲裁規則 (引用されることにより本条項に組み込まれる) に従いシンガポールにおける仲裁に付託され、それにより最終的に解決されるものとする。

また、当事者は、仲裁が開始した後、その時点で施行されている SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol に従い、シンガポール国際調停センターでの調停を通じてこの紛争を解決するよう誠実に努力することに合意する。調停により成立した和解は、SIAC により選任された仲裁廷に付託され、合意された条件を前提にした仲裁判断 (consent award) とすることができる。」

(英語)

「All disputes, controversies or differences (“Dispute”) arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration in Singapore in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC”) for the time being in force.

The parties further agree that following the commencement of arbitration, they will attempt in good faith to resolve the Dispute through mediation at the Singapore International Mediation Centre (“SIMC”), in accordance with the SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol for the time being in force. Any settlement reached in the course of the mediation shall be referred to the arbitral tribunal appointed by SIAC and may be made a consent award on agreed terms.」

一方、SICC は、裁判所、つまりシンガポール高等裁判所の一部門である。ただし、裁判官は日本を含む多国籍の著名法律家で構成され、法廷代理人資格もシンガポール法資格者に限定していない。これによって国際紛争を専門的見地からより効果的に解決することを目指している。このような高度な専門家による判断という仲裁のメリットを取り込みつつ、訴訟という決まった手続きの枠組みを維持することにより、仲裁にみられるような複雑化・高コスト化を避けようという意図もある。そのほかにも、公開が原則となる通常の訴訟と異なり、案件によっては非公開としうるなど、前述のように国際ビジネスの実態、当事者の利益に配慮している。SICC はあくまで訴訟の範疇に含まれることから、仲裁のようにニューヨーク条約が適用されるわけではない。そのため、その判決を海外で執行する際の課題は残っているが、仲裁と訴訟のメリットの融合を目指した SICC は、紛争解決のための有効な選択肢の一つになり得るであろう。

このように、シンガポールでは、SIACを通じた仲裁に加え、SIMCによる調停、SICCによる訴訟と、国際的な商事紛争解決の選択肢を増やすことでますます紛争解決ハブとしての地位を強化しようとしている。

7. 最後に

以上みてきたように、紛争解決条項を定める際には、想定される紛争類型、救済の内容をベースとして、判断の公平さ、手続きの迅速や柔軟さ、紛争解決コスト、秘匿性の要請、執行の容易さなどを総合的に考慮する必要がある。紛争になってから性急に対応を考えるのではなく、契約段階で戦略的視点をもって紛争解決条項を設計することが、効果的な紛争解決にとって重要である。